

由利本荘市「子育て応援券事業」取扱加盟店募集要項

令和6年5月10日
由利本荘市商工会

1 目的

原油価格・物価高騰で特に影響を受けている「子育て世帯」の家計負担を軽減するため、「由利本荘市子育て応援券」を配布する。

2 募集受付期間

令和6年5月20日(月)～

※電子申請による加盟店登録受付は6月10日(月)まで。

※周知方法については、広報および由利本荘市商工会ホームページにて行う。

3 募集受付場所

由利本荘市商工会 本所及び各支所

※「令和6年度由利本荘市子育て応援券事業加盟店登録申請書」による書面及び電子申請にて受付を行う。

※登録料は無料とする。

※円滑な送金業務を実現するため、振込口座は羽後信用金庫を推奨する。

4 応援券の使用期間

令和6年7月1日(月)～令和6年10月31日(木)

5 応援券の使用制限

応援券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 有価証券、金券、商品券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性が高いもの
- (2) 出資、債務、振込手数料
- (3) たばこ
- (4) 性風俗特殊営業等
- (5) 医療費、介護費等
- (6) 電気・ガス・水道料金等の公共料金
- (7) 国や地方公共団体への支払（公営ギャンブルを含む。）
- (8) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- (9) 宿泊代の支払い
- (10) そのほか、市長が別に定めるもの

6 応援券の換金

- (1) 換金手数料は無料とする。
- (2) 換金受付の期間は、令和6年7月1日（月）から令和6年11月29日（金）までとする。
- (3) 換金受付窓口は、羽後信用金庫（由利本荘市内本支店）窓口とし、受付時間は通常営業時間内とする。
- (4) 加盟店からの換金請求に基づき、月に2回、指定口座へ送金する。
- (5) 事務経費の軽減を図るため、振込口座は原則、羽後信用金庫とする。

7 加盟店の責務

- (1) 加盟店は、由利本荘市商工会が無償配布する加盟店章並びにのぼりを掲示する。
- (2) 特定取引において、応援券の受け取りを拒んではならない。
- (3) 応援券の現金との換金、金融機関への預け入れ、譲渡及び交換又は売買を行ってはならない。
- (4) 本件の額面に満たない利用に対する釣銭を出してはならない。
- (5) 偽造商品券について十分に留意して取り扱うこと。

8 その他

上記に記載の無い事項については、由利本荘市商工会が別に定める。